

令和6年第1回臨時会

# 湯前町議会議録

開会 令和6年1月16日

閉会 令和6年1月16日

熊本県球磨郡湯前町

# 令和6年第1回臨時会

会 期 令和6年1月16日(火) 1日間

## 会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
1	16	火	本会議	午前10時	開会宣言 会期の決定 議案審議

第 1 号

1 月 16 日 ( 火 )



令和6年第1回湯前町議会臨時会

〔第1号〕

令和6年1月16日  
午前10時00分開議  
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	議案第 1号	湯前町過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第 4	議案第 2号	工事請負契約の締結について
日程第 5	議案第 3号	工事請負契約の締結について
日程第 6	議案第 4号	工事請負契約の締結について
日程第 7	議案第 5号	令和5年度湯前町一般会計補正予算(第9号)について
日程第 8		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖邦
3番 遠坂 道太	4番 椎葉 弘樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 倉本 豊
9番 山下 力	10番 金子 光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池 昌信 議会事務局主事 中山 政人

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人
総務課	長	西	村	洋	一	税務	町民課	長	北	崎	真	介
保健福祉課	長	高	木	堅	介	建設水道課	長	長	稻	森	一	彦
企画観光課	長	伊	藤	賢	一郎	教育課	長	者	浅	田	誠	徹
農林振興課	長	高	橋		誠	会計管理			中	園		二

開議 午前10時00分

-----  
**議長（金子光喜君）** ただいまから、令和6年第1回湯前町議会臨時会を開会します。これから、お手元に配付の議事日程表にしたがい、本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

-----  
**日程第1 会議録署名議員の指名**

**議長（金子光喜君）** 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、山下議員、吉田議員を指名します。

-----  
**日程第2 会期の決定**

**議長（金子光喜君）** 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

-----  
**日程第3 議案第1号 湯前町過疎地域持続的発展計画の変更について**

**議長（金子光喜君）** 日程第3、議案第1号「湯前町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** おはようございます。令和6年もどうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第1号、湯前町過疎地域持続的発展計画の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町過疎地域持続的発展計画に事業の追加をするために、同計画の一部を変更するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いたします。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** おはようございます。議案第1号、湯前町過疎地域持続的発展計画の変更についてのご説明をいたします。

議案資料につきましては、タブレット01\_議案第1号\_湯前町過疎地域持続的発展計画の変更についてをご覧ください。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、第8条第10項の規定によりまして、計画の一部に事業の追加を行いましたので、議会の議決を経るものでございます。

現行の本計画につきましては、令和3年度から令和7年度までの5ヶ年計画として策定しております。今回の一部変更につきましては、今後の事業を実施するにあたり、財源として過疎債を活用する予定であるため、令和5年12月に熊本県との協議が完了しましたので提案するものでございます。次のページから新旧対照表を掲載しておりますのでご覧ください。追加した箇所につきましてはアンダーラインで表記をしております。

3ページをご覧ください。

表の見方でございますけれども、左の欄から持続的発展・施策区部、事業名、事業内容、事業主体、備考欄となっております。

持続的発展・施策区分2の産業の振興において、事業名(4)地場産業の振興、加工施設でございます。

事業内容としまして、農産物加工施設(杵つき精米所)を追加しております。

この事業におきましては、令和6年度に指定管理を行う予定である杵つき精米所の改修工事が予定されているため、事業を追加したものでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

持続的発展・施策区分6、子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進において、事業名(1)児童福祉施設と(3)高齢者福祉施設を追加し、保育園等と高齢者生活福祉センター等を追加しております。

事業内容につきましては、湯前保育園、社会福祉施設整備事業としております。両施設とも、建築して年数が経過し、今後、施設の改修工事が計画されているため事業を追加したものでございます。

なお、参考としまして、変更後の本計画を、議案説明資料に掲載しておりますので後ほどご覧ください。

今後の事務手続きでございますけれども、本日の議会でご可決いただいたのちに、直ちに計画を公表いたしまして、県を通じ国の関連省庁7大臣に提出することになっております。

以上、簡単ではございますが、湯前町過疎地域持続的発展計画の変更についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

**議長(金子光喜君)** これから質疑を行います。

4番（椎葉弘樹君） 3ページの農産物加工施設（杵つき精米所）のところなんですが、ここは事業名ですので、先ほどご説明いただきましたように、改修事業という文言も付けた方がよろしいのではないのでしょうか。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 先ほど説明しましたけれども、県の方で協議を行う中ですね、個別事業については、もう明らかにわかってることということでございまして、そういう事業については、もう何とか事業と付けずに、そのまま名称を記載してくださいということで県からの指示がありましたもんですから、そういう形で今回表記をしております。

4番（椎葉弘樹君） それでは、これ以降の計画の変更については、もう何とか事業というのは付けられないような整理になっていくのでしょうか。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 事業の内容にもよりますけれども、個別の案件については、それぞれの案件が、ここに記載していくという形になります。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号、「湯前町過疎地域持続的発展計画の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

#### 日程第4 議案第2号 工事請負契約の締結について

議長（金子光喜君） 日程第4、議案第2号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第2号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

R2災補林 林道夜狩内線災害復旧工事（単独合併）について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

**建設水道課長（稲森一彦君）** 議案第2号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

契約の目的は、林道夜狩内線災害復旧工事の契約になります。

工事の概要として、令和2年7月の豪雨災害により被災した林道の災害復旧工事を行うもので、復旧延長が197メートルになります。主な復旧工事の内容として、L型擁壁工56メートル、コンクリートブロック積82メートル、山側の法面復旧を植生マット工として430平方メートル、単独工事として河道掘削74メートル等になります。

次に、契約の方法は、指名競争入札となります。

契約の金額は51,920,000円です。これは税込みの金額です。

契約の相手方は、住所：熊本県球磨郡多良木町大字久米357

名称：株式会社 川口建設

代表者氏名：代表取締役 川口 昇二 さん です。

資料としてしまして、仮契約書を2ページに、R2災補林 林道夜狩内線災害復旧工事（単独合併）仮契約書として添付しております。

また、議案説明資料として、今回の事業の平面図を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。

**3番（遠坂道太君）** 契約金額につきましてですが、これ当初R2年ですので、かなり金額が変わってるんでしょうかね。それについてお伺いしたいと思います。

**建設水道課長（稲森一彦君）** この現場につきましての工事の積算については、今回の入札にあたりまして積算をしたところでございます。当初と言いますか、令和2年7月災害ですので、この災は査定設計というところにしておりますけれども、この令和2年7月の災害査定につきましては、現場が入りにくいとか複雑になっておりまして、簡素化査定と言いまして、一断面の断面と平面図等になっておりますので、それが災害の査定の金額となっておりますが、先ほど申しました通り、積算につきましては今回、令和5年入札前に積算をしたということになっております。

**3番（遠坂道太君）** 一応、5年度の新たな契約金額ということで理解したいと思いますけれども、今後とも工事を進めていくにつれ、やはり、こういう追加がまた発生するのかそれにつきまして、お伺いしたいと思います。

**建設水道課長（稲森一彦君）** 実際現場に入っていくまして、設計書に基づいた工事をされていきますけれども、現場におきましては、実際掘削してみないとわからないこ

ともございます。例えば、下の方にコンクリート構造物があったりとか、あと、前後の取付関係で延長延ばしたりとかする場面もございますので、その際は変更の方で対応して、適正な工事価格というふうにしていきたいと思っております。

**3番（遠坂道太君）** たいぶ遅れた工事になってるわけですけども、それでやっと業者も決まったというところでございますので、やはり急遽に、やっぱり早めに取りれるような形をですね、取り組んでいただければというふうをお願いしたいと思います。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

-----

### 日程第5 議案第3号 工事請負契約の締結について

**議長（金子光喜君）** 日程第5、議案第3号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第3号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

R2災補林 林道宮の谷線（1号箇所）災害復旧工事について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項、第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いたします。

**建設水道課長（稲森一彦君）** 議案第3号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

契約の目的は、林道宮の谷線災害復旧工事の契約になります。工事の概要として、令和2年7月の豪雨災害により被災した、林道の災害復旧工事を行うもので、復旧延長が177.5メートルになります。

主な復旧工事の内容として、コンクリートブロック積 1 1 7メートル、重力式擁壁工 5 0メートル等になります。

次に、契約の方法は、指名競争入札となります。

契約の金額は 88,220,000 円です。これは税込みの金額です。

契約の相手方は、住所：熊本県球磨郡多良木町大字多良木 1 3 8 5

名称：株式会社ハリマ建設

代表者氏名：代表取締役 江上 公大 さん です。

資料としまして、仮契約書を 2 ページに、R 2 災林 林道宮の谷線災害復旧工事（1 号箇所）仮契約書として添付しております。

また、議案説明資料として、今回の事業の平面図を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 3 号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

-----

#### 日程第 6 議案第 4 号 工事請負契約の締結について

**議長（金子光喜君）** 日程第 6、議案第 4 号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第 4 号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

R 4 災補道第 5 2 5 号 町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事（第 3 工区）について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

**建設水道課長（稲森一彦君）** 議案第4号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

契約の目的は、町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事の契約になります。

工事の概要として、令和4年9月の台風災害により被災したもので、復旧延長が45.7メートルになり、崩壊した道路の路体からの災害復旧工事になります。

主な復旧工事の内容として、軽量盛土工859立方メートル、舗装工266平方メートル、防護柵設工51メートル等になります。

次に、契約の方法は、指名競争入札となります。

契約の金額は149,270,000円です。これは税込みの金額です。

契約の相手方は、住所：熊本県球磨郡あさぎり町大字深田東801-8

名称：栄建設株式会社

代表者氏名：代表取締役 山口 栄治 さん です。

資料としまして、仮契約書を2ページに、R4災補道525号 町道猪横谷線災害復旧工事（第3工区）仮契約書として添付しております。

また、議案説明資料として、今回の事業の平面図を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。

**2番（西 靖邦君）** ちょっとお尋ねしたい、請負代金の支払い状況はどうなってるんですか。支払い条件、前払い金があるとか中間払いがあるとか、竣工後一括とか色々あると思いますけども、それはどうなったんですか。

**建設水道課長（稲森一彦君）** 支払い方法については、契約の中で契約約款の方に書いておまして、前払い金等につきましては相手方の申し出がありましたら、そこで40パーセント以内というふうになっておりますので、そういう申し出があった場合は、前払い等はしていくようにいたしております。

**2番（西 靖邦君）** 中間払いはない。

**建設水道課長（稲森一彦君）** 中間支払いにつきましても、契約約款の方で謳っておりますので、そこも申し出などがあったら協議の上で対応していきたいというふうにしております。

**2番（西 靖邦君）** 中間払いはなんぼでしたか、率は。前払い金は10分の4以内、中間払いは。

**建設水道課長（稲森一彦君）** 出来高というふうになりますけど、50パーセント以内だというふうに思っております。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第4号、「工事請負契約の締結について」を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

-----  
**日程第7 議案第5号 令和5年度湯前町一般会計補正予算（第9号）について**

**議長（金子光喜君）** 日程第7、議案第5号「令和5年度湯前町一般会計補正予算（第9号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第5号、令和5年度湯前町一般会計補正予算（第9号）について、提案理由の説明を申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,520万を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億872万4,000円とするものでございます。

主な補正につきましては、ふるさと納税の寄附額増加に関する補正、均等割のみ課税世帯支援給付金の補正、県知事議員選挙関係の補正、子育て世帯給付金の補正、畜産飼料価格高騰対策支援金等の補正が主なものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

**総務課長（西村洋一君）** 一般会計補正予算（第9号）について、ご説明いたします。

歳入歳出、それぞれ6,520万円を追加し、歳入歳出それぞれ50億872万4,000円とするものです。それでは、議案書の事項別明細書の歳出、13ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目9企画調整費は、節11役務費にふるさと納税ポータルサイト決済手数料を112万6,000円、節12委託料にふるさと納税ポータルサイト業務委託料1,764万円を計上いたしました。ふるさと納税の寄附額が3,000万円増加する見込みに伴うものでございます。

節18負担金補助及び交付金に390万円を計上いたしました。LPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金の追加分となります。財源は、県から2分の1の補助があります。

て、町負担 2 分の 1 は、可能な限り物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当予定であります。

目 11 電算情報管理費、節 10 需用費に 35 万円を計上いたしました。国道 2 1 9 号沿いに、下里に設置しております、電光掲示板のパネルの一部が故障しております、正常に点灯しなくなっておりますので、パネル交換の修繕を行うものです。

目 14 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費は、国庫補助金の交付に伴う財源更正です。

目 15 物価高騰対策給付金給付事業費に、全体で 1,646 万 2,000 円を計上いたしました。これは国の事業で住民税均等割りのみ課税世帯に 10 万円が給付されるもので、本町では 1 5 0 世帯を想定しております、給付に伴います消耗品費、通信費、振込手数料、システム改修費委託料、給付金をそれぞれ記載の金額のとおり計上いたしました。財源は、一旦国から示された額を歳入に計上しておりますが、最終的には国から全額交付される予定でございます。

1 4 ページをお願いいたします。

項 4 選挙費、目 8 県知事選挙費に 379 万 9,000 円を計上いたしました。これは令和 6 年 3 月 2 4 日、執行予定の熊本県知事選挙に伴うもので、節 1 報酬から節 17 備品購入費までの金額はご覧のとおりでございますが、その中で、節 13 使用料及び賃借料の 3 段目、開票支援システム使用料 44 万円は、開票時にバーコードを読み込むことで、票数計算や案分計算、開票録作成、県への速報システム送信が自動で行えるシステムです。開票作業のスピード化・正確化の向上を目指したいと考えております。これに関しては 2 分の 1 が補助対象となります。

次に、節 17 備品購入費 1 万 6,000 円は、ただ今ご説明いたしました、開票支援システム用のバーコードリーダー 2 基を購入するものです。これに関しては 9 分の 2 が補助対象となります。なお、財源は、只今ご説明しましたシステム改修と備品購入の町負担分を除き、全額が県から委託金として支給されます。

1 5 ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 12 委託料 26 万 4,000 円は、3 年に 1 度行われます、障害福祉サービス制度改正に伴うシステム改修委託料です。なお、財源は、国から 2 分の 1 程度補助されます。

項 2 児童福祉費、目 8 低所得の子育て世帯給付金（非課税世帯分）給付事業費に、全体で 225 万 9,000 円を計上いたしました。これは住民税均等割非課税世帯の同一世帯となっている 1 8 歳以下の児童 1 人当たり 5 万円が、世帯主に対して給付されるもので、本町では 2 0 世帯 4 5 名を見込んでおります。

次に、目 9 低所得者の子育て世帯給付金（均等割りのみ世帯分）給付事業費に、全体で 125 万 6,000 円を計上しました。これは住民税均等割のみ課税世帯の同一世帯となっている 18 歳以下の児童 1 人当たり 5 万円が、世帯主に対して給付されるもので、本町では 15 世帯 25 名を見込んでおります。なお、財源は、全額国から補助されます。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費、節 8 旅費に 4 万 9,000 円を計上いたしました。これは農業経営意向調査に伴います、調査票回収費用として、農業委員さんと最適化推進委員さんをお願いするための費用弁償をそれぞれ計上しました。

目 3 農業振興費、節 10 需用費に、公用車のバッテリー交換等の修繕料を 4 万 4,000 円計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金に、上段です。農業公社運営補助金 280 万円、これは、農業公社の事業推進をするための中古トラクターの購入費用を町から補助するものです。下段、果樹振興総合補助事業補助金 100 万円、これは、2 件の果樹農家の方から自走式草刈り機購入の申請があり、2 分の 1、上限 50 万円を補助するものです。

目 4 畜産業費、節 18 負担金補助及び交付金に 900 万円を計上いたしました。これは国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、飼料価格高騰に苦しんでおられる畜産農家の方々に、1 頭当たり、乳用牛 1 万円、肥育牛 8,000 円、繁殖牛 7,000 円を支援するものです。ちなみに、頭数調査を行っておりまして、乳用牛は 212 頭、肥育牛は 475 頭、繁殖牛は 440 頭となっております。

16 ページをお願いします。

項 2 林業費、目 1 林業振興費、節 18 負担金補助及び交付金に 65 万 6,000 円を計上いたしました。治山林道協会負担金の特別会費分ですが、事業費確定に伴う請求がなされたことによるものでございます。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 3 観光費、節 18 負担金補助及び交付金に 70 万円を計上しました。グリーンパレスコテージの污水管修繕に伴うもので、リスク分担表により町から湯楽里へ補助するものです。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費、節 18 負担金補助及び交付金に 56 万円を計上いたしました。物価高騰に伴います、教育費補助金で準要保護児童・生徒 1 人当たり 2 万円が支給されるもので、28 人を想定しております。財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当いたします。

次に、項 4 社会教育費、目 2 公民館費、節 10 需用費に 13 万 5,000 円を計上いたしました。これは公用車の故障に伴う修繕料でございます。

次に、項 5 保健体育費、目 3 給食費、節 10 重要費に 20 万円を計上いたしました。給食調理場のトイレ目詰まりに伴います、配管の修繕となります。

次に、節 18 負担金補助及び交付金に 100 万円を計上いたしました。物価高騰により給食食材費用が不足するものです。財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当いたします。

17 ページをお願いします。

款 10 災害復旧費、項 2 公共土木施設災害復旧費、目 2 道路橋りょう災害復旧費、節 12 委託料に 200 万円を計上いたしました。猪鹿倉横谷線第 4 工区の工事が竣工見込みであり、次の第 5 工区の詳細測量設計を準備しなければなりませんので、その委託料となります。

次に、歳入の説明です。11 ページをお願いいたします。歳出の説明の際、歳入も説明したものの以外について説明いたします。

款 19 繰越金に今回の補正財源として、60 万 5,000 円を計上いたしました。

8 ページをご覧ください。

第 2 表、地方債の補正で変更です。公共土木施設災害復旧事業債の限度額を変更するものです。町債の総額は 1 億 1,060 万円となります。

19 ページから、給与費明細書を付けております。

以上、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。

**4 番（椎葉弘樹君）** 13 ページのふるさと納税ポータルサイト業務委託料 1,764 万円についてお尋ねします。これは寄附額が 3,000 万円に対して、この 1,764 万円ということは、この割合は 58.8 パーセントになりまして、あとポータルサイトの決済手数料まで加えますと 6 割を超えることとなります。10 月 1 日からふるさと納税の 5 割ルールというのが適用されたと思っておりますが、このルールには問題なく対応できるのでしょうか。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 椎葉議員がおっしゃるとおり、今回 3,000 万に對しての必要経費という形で 5 割を超えてるんじゃないかという形になりますけれども、トータル的に総務省に報告する場合はですね、全体の寄附額に對してのポータルサイト料とかいう形になりますものですから、その 5 割以内で現在調整をかけているというか、5 割以内に収めるようにやっているということでございます。

**4 番（椎葉弘樹君）** 当初予算が、このポータルサイト業務委託料が 2,828 万円ほどありまして、合計しますと 4,592 万円ということで 57 パーセントでした。また手数料も当初予算からの合算でいきますと、8,000 万円に對して 2.6 パーセントということで、これも、もう 6 割をすでに超えているわけで、ちょっとそこを心配していたわけなんです。ちゃんと計算はできているのでしょうか。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） トータルなお話になりますけれども、1月から返礼品の率もですね、ちょっと上げておりました、今まで1万円の部分を1万2,000円で寄附を募っております。そういう形で必要経費がおのずと上がってきますもんですから、その部分については寄附額の方を増やしてですね、対応していくという形になっていきます。

4番（椎葉弘樹君） 参考までに教えていただきたいんですが、令和4年までは確かですね、このポータルサイト業務委託料が、大体寄附額の12パーセントということで聞いておりました。ところが令和4年度からは多分この返礼品も含めて、このやり方が少し変わってるのではないかと思います。この概算的に、大体何パーセントぐらいがそのポータルサイト業務委託料に、なる計算になるのかについてお尋ねしたいと思ます。

議長（金子光喜君） 機械の調整のために、暫時休憩します。

-----  
休憩 午前10時42分

再開 午前10時47分  
-----

議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 椎葉議員のお尋ねでございますけれども、令和4年度につきましては、返礼品等につきましてはですね、予算科目がまず、報償費それと役員費と言う形でちょっと分けてたという部分もございまして、単純に令和5年度との比較というのがちょっと厳しいところもございまして、手数料関係につきましてはですね、ポータルサイトの手数料関係につきましては、9パーセントから10パーセントの割合でサイトによってちょっと手数料が違いますもんですから、一律にいくらという形はちょっと説明できませんけれども、平均としてもう9パーセントから10パーセントが手数料として支出をしているという形になります。すいません、業務委託料の中に、その決済手数料と言いますか、パーセンテージがポータルサイト業務委託の中に入っているという形になります。

4番（椎葉弘樹君） 現在ですね、令和5年度も決済手数料と業務委託に分かれておりますので、それぞれ大体何パーセントぐらいに、なるのかなといったところで聞いたところでした。もう一度ちょっとご答弁をいただきたいと思ます。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 手数料につきましては約3.1パーセントでございます。あと委託料については見込み額によって、委託料が変わってきますもんですから、それが9パーセントから10パーセントの間で変わってくるという形になっております。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

**5番（森山 宏君）** 15ページですね、農業振興費の中の補助金及び交付金、果樹振興総合補助事業補助金100万円の2件分とあります。これは振興組合が果樹をなりわいとされてる事業者に対して、その2件分だとは思いますが、これは個人に、個人取得に対する補助なのか又この補助率、すともう1つは、これちょっと仕様書とか見せてもらったら電動なんですよね。実質、生産者が充電式の電動を2件ともそれを要望されたのか。もしくは、行政からこういうのがありますよっていう押し付けじゃないですけども、結果ありきの推薦があったのか、以上の3点をお伺いします。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 果樹振興総合事業補助金の方、果樹を栽培される農家の方、2名の方から今回、補助金の申請の相談がございました。部会という形ではありません。補助率につきましては30パーセントでございまして、上限50万円でございます。生産者のこの2人の方、ご相談内容を聞きますと、やはり、スマート農業の1つでもあると考えておられまして、行政の方から紹介したものではありません。この申請者の方2人の方が、やはり、このスマート農業の実践圃場とかですね、先進地的なところを勉強されて、独自で購入したいというご意向のものでございます。

**5番（森山 宏君）** 再確認ですけども、この申請事業者の方から、この充電式の主要の除草機、それも、なんぼですか、100万以上もする機械の三輪においての充電式、この機械を2件が2件ともよく見つけて来られたなと思いますけども、2件が2件ともエンジンじゃなくて充電式ですか、その再確認です。

**農林振興課長（高橋 誠君）** イメージはですね、一般的な家庭で使われているお掃除ロボットのイメージを想像していただければと思いますし、エンジン式ではなく、バッテリー充電式という除草機になります。先進的なのというところでもございまして、錦町の方でもすでに導入されている果樹園の農家さん方がいらっしやいまして、そういったところを見られて、実際に見られて購入を年度内に行いたいというご意向があったものでございます。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

**3番（遠坂道太君）** 15ページでございます。畜産関係につきまして補助・支援されるということでございますけれども、牛1頭当たりに対する補助だと思っておりますけれども、エサの方のキロ当たりどのくらいするのか、1頭当たりですね。計算されて見られたらそれにつきまして、どちらの方がメリットがあったのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 今回の補助で計上した積算根拠でございますけれども、令和4年度にも実施した支援単価を若干見直したものでございまして、第2弾となるこの令和5年度の補正予算で畜産向けの子牛価格の低迷が続く中での、飼料高騰も続

いている中での補助金になります。支援単価の算出につきましては、令和3年度の配合飼料や混合飼料等の平均価格と令和5年度の4月から9月の最高価格と飼料のですね、差額を見て、乳用牛1万円、肥育牛8,000円、繁殖牛が7,000円としたものでございまして、いずれも1頭当たりの支援金として設定させていただきました。乳用牛、肥育牛、繁殖牛それぞれ、今後、配合飼料等の単価等々が異なっておりまして、一概にメリットどうのこうのっていうことではなくて、その差額を見てこの単価を決めさせていただいたということでございます。

**3番（遠坂道太君）** 課長の方からメリットとかそうじゃなくて、そういった辺りの形でということでございますけれども、今後、色々とニュース等でもございますように耕畜連携という形も出てきております。そういった形で、特に現状、とうもろこし等が非常に必要となっているわけでございます。そういう形の中で、畜産事業と耕畜連携を深めるような形をとれるような、今後の機械の導入をされる、推奨されてやっぱ公社あたりでのリース事業とか、そういう辺りを今後進めていただければというふうにお願ひしたいと思います。

**8番（倉本 豊君）** 先ほどの森山議員の関連になりますけれども、これは機械だけですか、ということは、1台が150万以上するというふうな計算になるわけですが、機械だけの補助になるわけですか。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 議案説明資料にもカタログを載せておりますが、本体の価格と圃場にはエリアサークルを設けなくてははいけません。その範囲内で動くということで、それを逸脱したら返って来れないっていうことになりますんで、そのエリア内を囲むサークルとこのロボットにつきましては、充電が切れようとする、自分で判断して、充電ステーションに帰って来るということで、その充電ステーションの購入、この一式を含めた上での価格となっております。

**8番（倉本 豊君）** 最高50万、上限いっぱいですっておられましたんで、ちょっと、どうなのかなというふうに思ったところでした。それからもう1点、修繕費のバッテリー交換が出ております。4万4,000円拳がっておりますけれども、公用車と言われましたが、どの公用車なんですかね。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 農林振興課で管理しております、赤いヴァンガードという車で、すいません。失礼しました。ジムニーというシルバーの車でございまして、やはり現場で使う山であったり、農地ですけれども、そういったものの監視業務に使う車でございますけれども、やはりバッテリー、またその他、タイヤ等々がですね、交換というふうなことが増の要因でございます。

8番(倉本 豊君) 先ほど総務課長の説明の中では、バッテリー交換ということだけでしたので、バッテリー交換にしては偉い高額な金額だなというふうにしたもんですから、タイヤから含めてということですか。

総務課長(西村洋一君) 私の発音が悪くて、バッテリー交換等々というところで表現させていただいて、その他の修繕も含まれたというところで説明をしたところです。失礼しました。

4番(椎葉弘樹君) 三度ですね、果樹振興総合補助事業補助金についてお尋ねします。これは草刈り機2台というご説明だったんですが、このロボモアという商品を見ますと、本体価格は確かに44万円で、そして、充電ステーションが14万3,000円、そして、その他のオプションフルセットで45万円、合計100万円相当になるところです。160万円ぐらいの草刈り機ということは、そのロボモア以外の何か機械を考えておられるのでしょうか。

農林振興課長(高橋 誠君) 先ほどエリアサークルの話をしてございました。エリアサークルがですね、Q&Aの方、ちょっとカタログの方を見させていただいたんですけど、最長600メートルの範囲内ということで、果樹農家の方はいろんなところに果樹園を持っておられますので、その果樹園ごとにサークルを増やさなきゃいけないということがございますので、そのエリアを増やしたいということで、それを含めたうえでの価格ということをご理解いただきたいと思っております。

議長(金子光喜君) ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号、「令和5年度湯前町一般会計補正予算(第9号)について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長(金子光喜君) 起立全員。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

-----  
日程第8 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長(金子光喜君) 日程第8、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、次の議会の会期・会期日程等議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長(金子光喜君)** 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

- - - - -

**議長(金子光喜君)** 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長(金子光喜君)** 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

- - - - -

**議長(金子光喜君)** 令和6年第1回湯前町議会臨時会を閉会します。

- - - - -

閉会 午前11時05分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員